

償却資産（固定資産税）の申告は 1 月31日まで ～平成29年 1 月 1 日現在の所有状況を申告～

償却資産を所有している方は、毎年 1 月 1 日現在の所有状況を、所在する市町村に申告しなければなりません。

◇受 付 期 間 1 月 4 日 (水) から 31 日 (火) まで（土日、祝日を除く）

◇申告書提出先 町民税務課または歌津総合支所町民福祉課

◇提 出 書 類 償却資産申告書および種類別明細書

■償却資産とは

漁業、農業などの自営業者、工場、商店、アパート経営などを行っている方が、その事業のために用いることができる構築物、機械、装置、工具、備品などのことです（土地、家屋、自動車税、軽自動車税の課税対象を除く）。

■業種別の償却資産 漁 業：漁船、船外機、漁具など
農 業：農機具、ビニールハウス、耕運機など
工 場：受変電設備、旋盤、溶接機など
小 売 業：冷蔵庫、陳列棚、レジスターなど
不動産業：舗装工事、駐輪場、フェンスなど

■太陽光発電設備に係る償却資産の申告

太陽光発電設備は、固定資産税の課税対象となる場合があります。右記に該当する場合は、償却資産の申告が必要です。

設置者	申告が必要となる場合
個 人 (住宅用)	家屋の屋根、土地などに発電出力10キロワット以上の太陽光発電設備を設置して売電している場合は、事業用資産となりますので申告が必要です。
個 人 (個人事業主)	個人事業主の方が、その事業のために太陽光発電設備を設置した場合は、売電収入にかかわらず申告の対象となります。
法 人	発電出力、売電の有無にかかわらず、事業用資産として申告の対象となります。

■太陽光発電設備に係る固定資産税の特例

経済産業省による再生可能エネルギー発電設備の認定を受けて、平成24年 5 月29日から平成28年 3 月31日までの間に、再生可能エネルギー発電設備を取得した場合、取得した翌年度から 3 年度分の固定資産税に限り、課税標準額が 3 分の 2 に軽減されます。

当該資産がある場合は、下記の提出書類を添えて申告をしてください。

◇提出書類

1. 経済産業省が発行した「再生可能エネルギー発電設備の認定について（通知）」の写し
2. 電力事業者と締結している「特定契約書」の写し

※昨年までに申告された方には、償却資産申告書を送付しています。新たに申告をするために申告書が必要な方は、町民税務課資産税係までご連絡ください。また、前年中に資産の増減がなかった場合でも、償却資産申告書の所定事項に記入のうえ、必ず申告書を提出してください。

問い合わせ 町民税務課資産税係 ☎46-1372

～新成人の皆さんへ～

20歳になったら国民年金に加入しましょう

20歳を迎えると、様々な権利とともに義務も生まれます。国民年金に加入することもそのひとつです。皆さんのなかには「年金なんて先のことから関係ない」と思っている人はいませんか。国民年金は、若いときに公的年金に加入し保険料を納め続けることで、年をとったときや病気やけがで重い障害が残ったとき等に年金を受け取ることができる制度です。

日本国内にお住いの20歳から60歳までのすべての方は、国民年金に加入して保険料を納付する義務があり、年金を受け取る権利があります。

◎加入手続きが必要な方は

学生や自営業者などの方で、20歳になって第 1 号被保険者となる方（学生、自営業者、農漁業の方、無職の方も含まれます。）は、住民登録している市区町村で手続きをしてください。公務員、社会保険加入者の方は第 2 号被保険者となり、勤務先の事業所が加入手続きを行いますので、個別の手続きは必要ありません。

◎保険料は月額16,260円（平成28年度）です

国民年金の第 1 号被保険者の平成28年度の保険料

は月額16,260円です。学生やアルバイト等の方で収入が少ないために国民年金保険料の納付が困難な場合は、申請をすれば保険料の納付が猶予・免除となる制度があります。

◎保険料の猶予・免除制度について

「学生納付特例制度」は、所得がない学生の方の本人の申請により保険料の納付が猶予される制度です。また、学生以外の一般の自営業者の方などは、経済的な理由等によって保険料の納付が困難なときに、本人の申請によって「保険料免除制度」や「若年者納付猶予制度」を利用することもできます。

※年金についての相談、手続きについては市区町村または年金事務所に問い合わせください。

〈今月の年金相談会〉

◇日時 1 月11日 (水)

午前10時から午後 3 時30分まで

◇場所 役場 1 階相談室

※石巻年金事務所へ事前予約をしてください。

問い合わせ 石巻年金事務所 ☎0225-22-5115
町民税務課戸籍住民係 ☎46-1373

毎月11日は「南三陸町安全・安心の日」

～ 1 月11日は「家庭内・企業内の防災会議の日」です～

○ご家族や社員の方々が一同に会する場も多いこの時期に、非常食や飲料水の備蓄の状況、非常持出品の保管場所などについて確認を行いましょう。

町では、非常食や飲料水などの「3 日分の備蓄」を強くお願いしています

町などの公的機関が町民の方々全員分の食料（例：1 万 5 千人× 3 食× 3 日＝13 万 5 千食。乳幼児向けの対応・アレルギー対策など必要）や飲料水をあらかじめ保管し、これを迅速かつ的確に行き渡らせることには、やはり限界があります。

この機会に、3 日分としてこういったものをどのくらい備蓄しているかについて確認し、ご家族や社員の方々でその情報を共有しましょう。

大規模な災害の発生時に限らず、停電などの際にも役立ちます。皆様のご理解とご協力を強くお願いします。

○ご家族や社員の方々それぞれの避難場所・緊急時連絡先なども確認し、情報を共有しましょう。

安全な高台などの避難・集合場所、緊急時の連絡方法・連絡先を確認しましょう

より高い場所・より安全な場所について話し合い、確認しましょう。また、ご家族が仕事に出た後や社員の方々が社外に出ている場合に、それぞれが避難を予定する場所などの情報を共有しましょう。こうした取組は、大規模な災害の発生時における迅速な安否確認にも役立ちます。

「減災」は、皆さん一人ひとり、そしてご家庭や企業における取り組みが基本となります。この 1 年も、「自助」や「共助」としての取り組みについてよろしくお願いします。

問い合わせ 危機管理課住民安全係 ☎46-1376

南三陸警察署からのお知らせ

問い合わせ 南三陸警察署 ☎46-3131

地域課から 1 月10日は「110番の日」!

110番は事件・事故があった時の警察への緊急通報用の電話です。

110番通報のポイント

- 1 被害にあった際は、すぐに通報する。
- 2 非通知にせず、110番する。
- 3 住所がわからない場合は、近くの建物やお店の名前を伝える。
自動販売機にも住所が表示してあるステッカーが貼られているものがあります。
- 4 指令室から折返し電話することがあるので、110番した際はすぐに留守番電話にしない。
- 5 110番をするときは、落ち着いて、周りに危険がないか確認してから110番をかけましょう。
上記の点を守っていただくと、現場に警察官が向かう際、また現場に警察官が到着した際に非常に大きな助けになります。ご協力、よろしくお願いします。



交通課から ◇平成28年度 南三陸町の交通事故発生状況（11月末日現在）

区 分	人身事故 発生件数	死亡事故		負傷者数			物件事故件数
		件 数	人 数	重 傷	軽 傷	計	
本 年	16	0	0	2	16	18	210
前 年	13	0	0	0	19	19	213
増減数	+3	±0	±0	+2	-3	-1	-3

滑走事故防止 3 原則の周知徹底!

「急ブレーキをかけない」「急ハンドルを切らない」「急加速しない」

例年 1 月に南三陸町では、夜間帯に国道の45号や398号の峠周辺で路面の凍結による滑走事故が多発します。夜間は暗くて道路の状態が判別しにくいので、昼間よりも運転に注意が必要です。路面が凍っているのか判断できない場所では、油断することなく、慎重な運転を心がけましょう。～冬道の安全運転 1・2・3 運動 「1 割のスピードダウン」「2 倍の車間距離」「3 分早めの出発」～

